

「障がいを理由とした差別と思われる事例」・

「障がいがある人への配慮の好事例」の募集について

平成28年4月1日、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。芦屋市でも、障がいを理由とした差別を解消するための取り組みを進めていくため、市民の皆様には「障がいを理由とした差別と思われる事例」や「障がいがある人への配慮の好事例」を募集します。

市民の皆様よりいただいた事例は、芦屋市の障がいのある人の差別解消に向けた啓発など取り組みの参考とさせていただきます。ご協力よろしく申し上げます。

記

1 募集対象

芦屋市内にお住いの方、または芦屋市内に通勤、通学、通所している方

2 募集期間

平成28年8月1日（月曜日）から平成28年8月31日（水曜日）まで

3 応募用紙の配布場所

芦屋市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所障害福祉課窓口、行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナー、障がい者相談支援事業（保健福祉センター）にて応募用紙を入手してください。

4 提出方法

応募用紙にご記入の上、募集期間内に郵送、ファックス、電子メール、または芦屋市福祉部障害福祉課へ平日・午前9時から午後5時30分の間に直接持参のいずれかでご提出ください。

5 注意事項

- ・差別の事例は、障がいを理由とする差別だと応募者自身が思った事例であれば結構です。
- ・事例の内容は、どのような場面（場所）であったかわかるようにできる限り具体的にご記入ください。ただし、個人が特定される情報（住所、氏名など）はご記入いただかなくて結構です。
- ・事例の募集結果については、個人を特定する情報を除いて、市ホームページへの掲載及び10月設置予定の障がい者差別解消支援地域協議会（※）などで利用することがありますので、ご了承ください。
- ・個人情報の取り扱いには十分注意し、他の目的に利用することはありません。
- ・お寄せいただいた事例への回答は行いませんのでご了承ください。

（※）地域の様々な関係機関が集まり、障がい者差別を解消するための取り組みを行うネットワーク

6 提出先・問い合わせ先

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号 芦屋市福祉部障害福祉課

電 話 0797-38-2043

ファックス 0797-38-2178

電子メール info@city.ashiya.lg.jp